

NCAAの商業主義と アマチュアリズムの行方

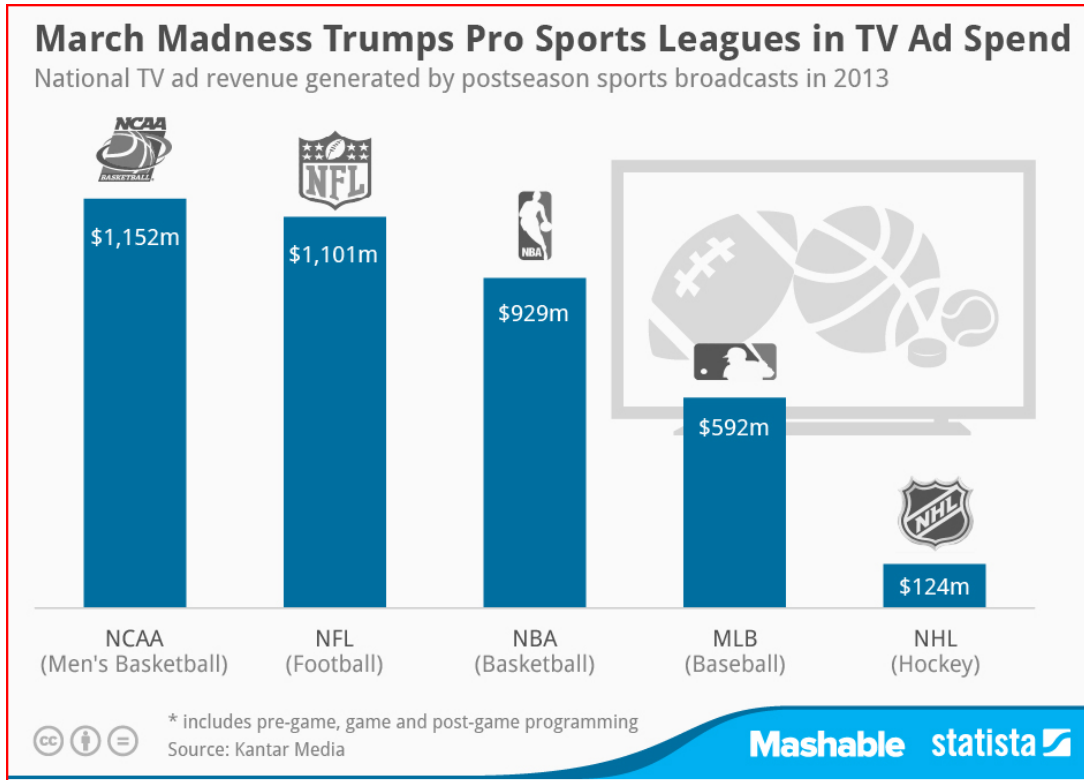
同志社大学政策学部 川井圭司

大学スポーツの振興に関する検討会議 2016.5.30.

本日の話題の骨子

- アメリカ大学スポーツはいかにして商業化を加速させてきたのか
市場原理・企業統制的意思決定・Board of Regents事件連邦最高裁判決
- 2014-15年に、NCAAのアマチュア規定が違法とされたのはなぜか
学生選手は労働者・学生選手の労働力搾取
- 日本の学校スポーツとアメリカのそれは本質的に何が異なるのか
全人格教育 or 競技力の向上

4大プロリーグに匹敵する市場価値



<http://jbertho.com/2014/03/19/march-madness-tv-advertising-spend-compared-to-pro-sports-leagues/>

2013-14年NCAA所属大学収入ランキング

大学	カンファレンス	総収入
1 オレゴン	PAC-12	\$196,030,398
2 テキサス	Big 12	\$161,035,187
3 ミシガン	Big Ten	\$157,899,820
4 アラバマ	SEC	\$153,234,273
5 オハイオ州立	Big Ten	\$145,232,681
6 ルイジアナ州立	SEC	\$133,679,256
7 オクラホマ	Big 12	\$129,226,692
8 ウィスコンシン	Big Ten	\$127,910,918
9 フロリダ	SEC	\$124,611,305
10 テキサス A&M	SEC	\$119,475,872

<http://sports.usatoday.com/ncaa/finances/>



	NCAAの政策	具体的内容・関連事項	訴訟関係	補足	
1905	IAAUSの設立 (1905) NCAAの設立 (1910)	大学のアメフトで事故が多発・学業にも悪影響 ラジオ放送+テレビ放映により 人気加速(1938)		ルーズベルト大統領が懸念を表明 当初から市場価値あるコンテンツ	創成期
1947	学業規定の導入 「Sanity Code」の制定 (1947)	学業への悪影響を懸念 一切の金銭的補償 (奨学金も) 禁止			伝統的 アマチュア期
1950	テレビ放映数の規制 (1953) アマチュア規定 (1956)	各チームの放映は1シーズン1試合のみ 収益は全チーム・NCAAで分配 奨学金 (教育費用) を容認	労災の議論 University of Denver事件 コロラド州最高裁判決 (1953) アメフト学生選手は労災の対象	Ivyグループの合意 (1945/1954) Penn大のみテレビ放映の規制に反発 「Student-Athlete」の造語	
1980	テレビ放映数をコントロール Assist.コーチの給与を制限 (1991)	強豪大学が経営の自由を主張 ナイト委員会の設立 (1989) ナイト委員会の報告 (1999) 大学スポーツの商業化に対して懸念を表明	Board of Regents事件 連邦最高裁判決 (1984) テレビ放映の制限は反トラスト法違反	新自由主義・ロス五輪	市場原理期
2000	意思決定手続を変更 (1997)	1校1票の否定→富める者に発言権 ≠ 民主主義的 ナイト委員会の報告書 (2001) 15項目の提言	Law事件連邦高裁判決 (1998) Assist.コーチの給与制限は反トラスト法違反	UAAA成立 (2000) SPRATA成立 (2004) エージェントの規制	
NCAA・強豪大学の収益増大・コーチの年俸高騰					
NCAAのアマチュア規定に対する選手の反発 ← (社会的反応) 選手への同情 + NCAA (強豪大学) への批判					
2015	アマチュア規定の規制緩和 アマチュア規定の大幅見直し?	必要経費としての給付を増額	Northwestern 事件Board決定 (2014) 学生選手は労働者 ※上訴手続きでBoard決定を破棄 O'Bannon事件連邦地裁判決 (2014) アマチュア規定は反トラスト法違反 O'Bannon事件連邦高裁判決 (2015) O'Bannon事件最高裁上告へ (2016)	最低5000ドルの分配を要請 労働組合の設立を容認 最低5000ドルの分配要請を否定 BIG5の自治が強まる? 立法措置?	混迷期

アマチュア規定関連

商業化の抑制要因

商業化の加速要因

アメリカ大学スポーツはいかにして商業化を加速させてきたのか



NCAA V. BOARD OF REGENTS OF OKLAHOMA, 468 US 85 (1984)



大学スポーツのテレビ放映に関するNCAAの規制は違法であるとした連邦最高裁判決

＜事実の概要＞テレビ放映数に関するNCAAの規制に反発していたオクラホマ大学とジョージア大学が個別のテレビ契約を締結し、NCAAの制限を超える試合放映を独自に開始したため、NCAAが制裁措置を宣言。そこで、オクラホマ大とジョージア大が反トラスト訴訟を提起。

＜連邦最高裁の結論＞

NCAAは商業的な取引に従事しており**反トラスト法の規制対象**
大学間収益の均衡という目的によって正当化されず、NCAAによるTV放映数の制限は、**反トラスト法に違反**

＜理由＞各大学のスポーツ競技の不均衡を是正するためには、各大学の強化費に制限を設けるなどの方法もあり、そのような施策を講じることなく、自由競争を抑制するNCAAの規制を正当化することはできない。また、視聴可能な試合数が制限されることで、ファン（消費者）の利益にもとる。

当該最高裁判決は7対2の判断
反対意見（White判事）

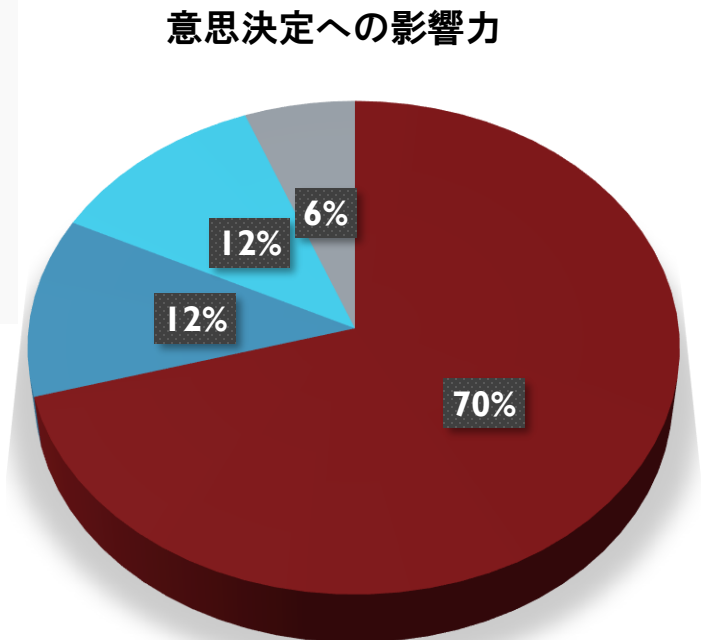
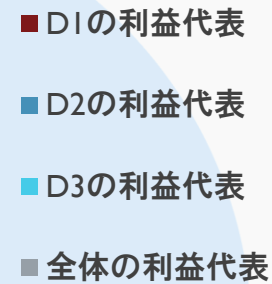
多数意見は、大学スポーツをあたかも利益追求型の商業的事業体であるとみなしており、NCAAが大学スポーツにおけるアマチュアリズム、そして文武両道の目的・理念を持ち合わせていることを見落としている。

①各大学で得られる収益を均一化することでアマチュアリズムの理念を達成するという目的において、当該制限は合理的である。②大学スポーツはそもそも大学機関の非商業的な目的を達成するための活動であり、反トラスト法はあくまでも純粋な商業活動に対する規制であるべき。③フットボール強豪校の商業活動（テレビ放映権の自由取引）を制限することは、アマチュアリズムを実質のものとし、学生スポーツが学業にとってプラスになる環境を維持するために必要である。④大学スポーツの本質（学業の向上に資する活動）を維持するという効果は、各大学の競争が制限されることのデメリットを十分にカバーしている。

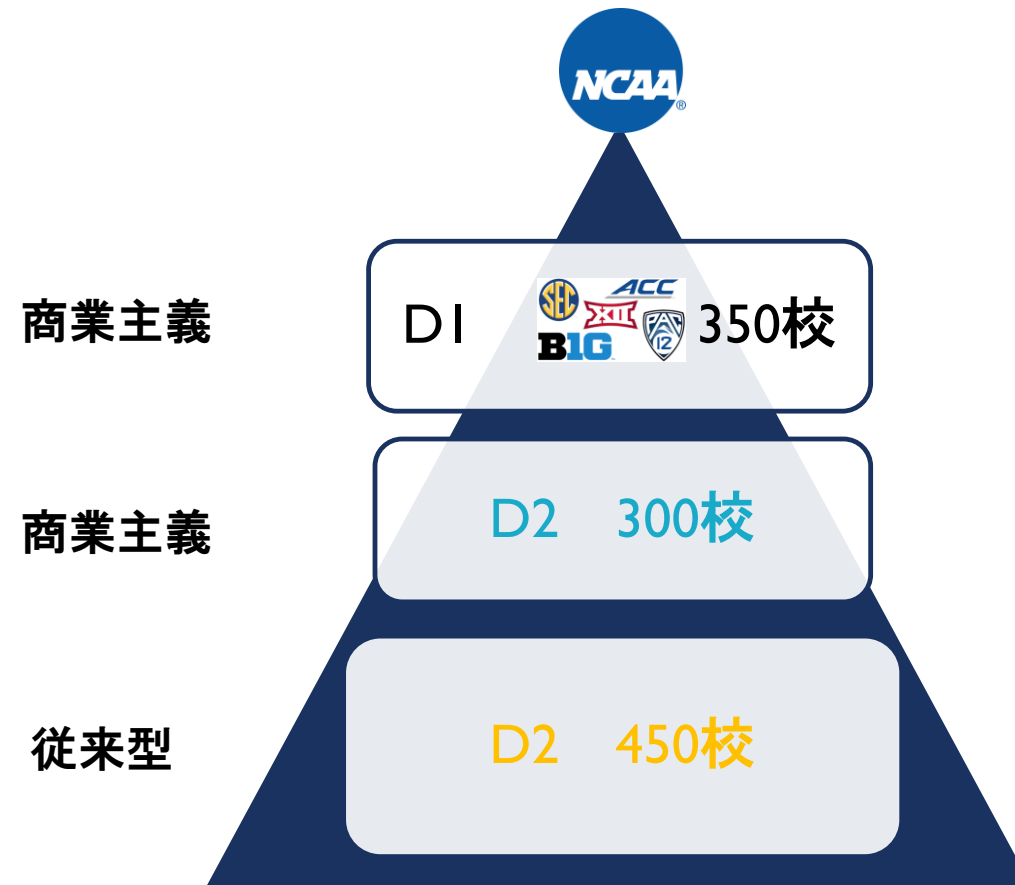
アメリカ大学スポーツはいかにして商業化を加速させてきたのか NCAAの意思決定（1997年に変更）

20人の理事（17票）の内訳

1. NCAA会長（1人・1票）
2. FBS（旧D1-A）の最高責任者（8人・8票）
3. FCS（旧D1-AA）の最高責任者（2人・2票）
4. D1の最高責任者（2人・2票）
5. D2の最高責任者（2人・2票）
6. D3の最高責任者（2人・2票）
7. 3つの運営評議会の議長（3人）



アメリカ大学スポーツはいかにして商業化を加速させてきたのか NCAAの意思決定（1997年以前）



アメリカ大学スポーツはいかにして商業化を加速させてきたのか NCAAの意思決定（1997年以降）

過度の商業主義

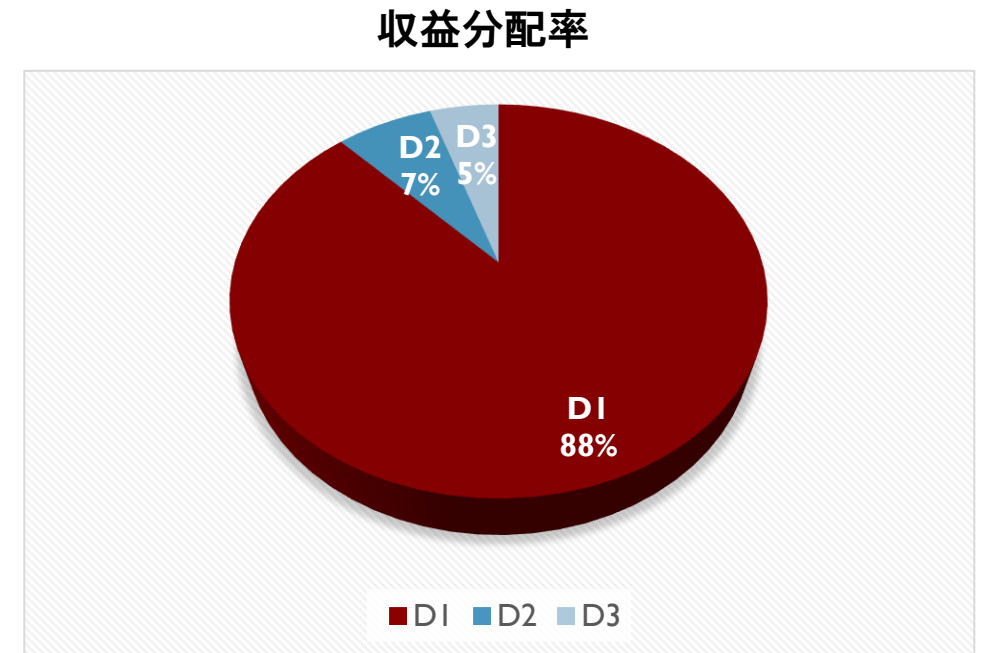


BIG5カンファレンス（64校）
が事実上、意思決定権を握る

商業主義
従来型

アメリカ大学スポーツはいかにして商業化を加速させてきたのか NCAAの収益は市場価値に応じて分配

分配額（2006年 - 2007年）			配分率
D1	350校	\$331,925,620	88%
D2	300校	\$26,639,186	7%
D3	440校	\$17,478,629	5%

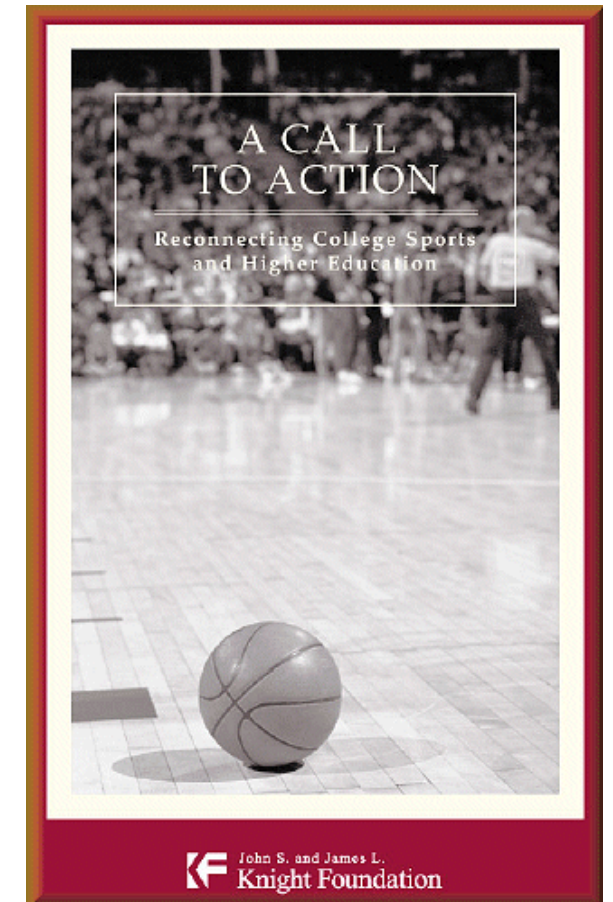


ウォン・川井『スポーツビジネスの法と文化』60頁

大学スポーツの商業化への懸念 大学スポーツの在り方に影響を持つ有識者会議

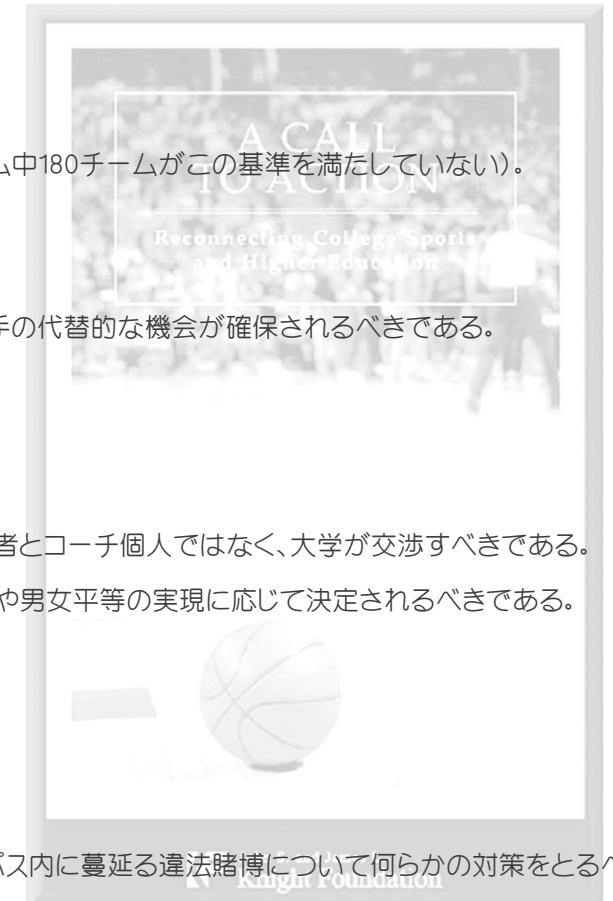
学 ナイト委員会

- 1989年に大学スポーツをめぐるスキャンダルや不正を正すために有識者によって組織された独立機関
- NCAAは1996年までに当委員会の提案事項の約2/3を採用
- 1991年、2001年、2010年に大学スポーツの在り方について提言
- NCAAの商業主義に対して苦言
- 大学スポーツ運営の政策転換、大学長の責任と権限強化を主張



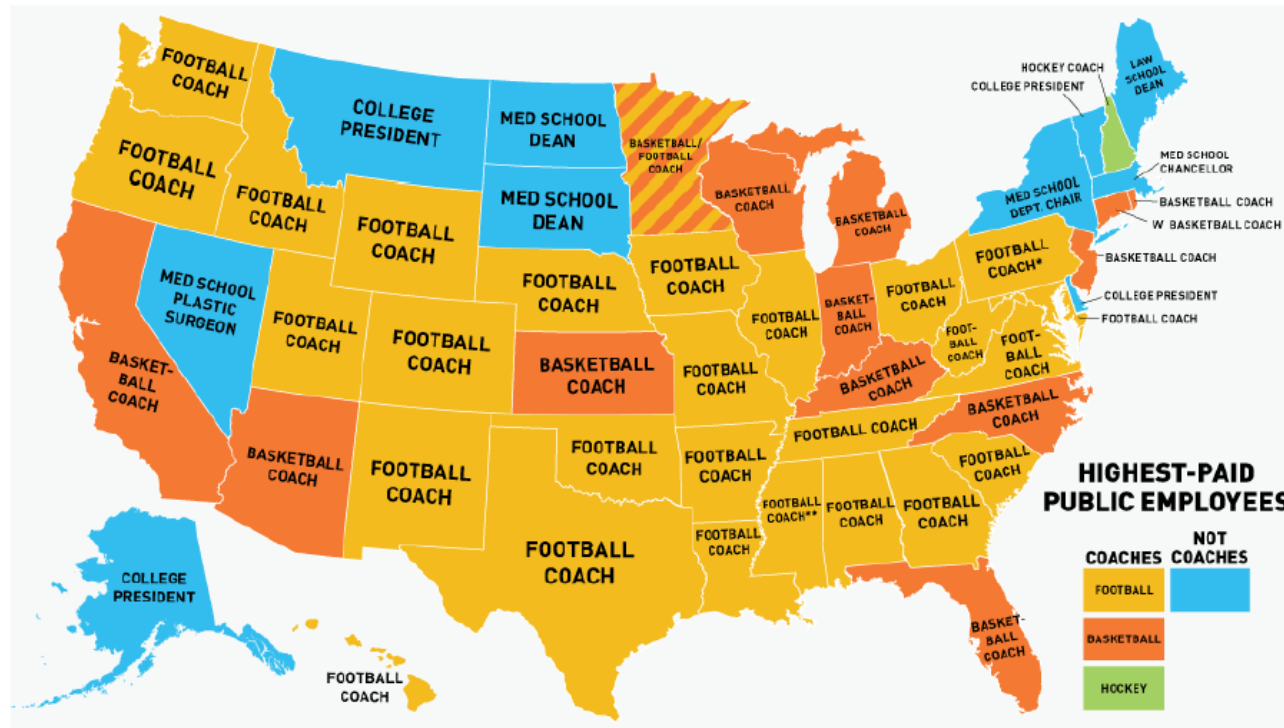
大学スポーツの商業化への懸念 ナイト委員会による15項目の提言（2001）

1. 学生選手は、入試基準、学位取得基準等について他の学生と同様に扱われるべきである。
2. 2007年までに、50%の卒業率を確保できないチームはポストシーズンでのプレーを禁止されるべきである（ちなみに、2000年は321チーム中180チームがこの基準を満たしていない）。
3. 一定の選手について、奨学金はこれらの選手が卒業するまでを対象として支払われるべきである。
4. 試合期間、練習期間、ポストシーズンのそれぞれの期間を短縮するべきである。
5. NBAおよびNFLはマイナーリーグを発達させるべきである。つまり、高等教育に関心のない選手または関心があっても学力が及ばない選手の代替的な機会が確保されるべきである。
6. D1におけるフットボールとバスケットボールへの支出（奨学金を含む）を削減するべきである。
7. タイトル9の遵守と女子選手への支援が確保されるべきである。
8. コーチの給与は大学の一般的な基準に合わせて減額されるべきである。
9. コーチの名声は個人だけでなく、大学の名声に裏付けられるものであるため、CM出演依頼等、コーチの学外商業活動については、当該業者とコーチ個人ではなく、大学が交渉すべきである。
10. テレビ放送局（CBS）からの収益の分配に関するNCAAの計画は変更されるべきである。すなわち、試合の勝ち負けではなく、学術上の成績や男女平等の実現に応じて決定されるべきである。
11. 各大学が、試合日、放送、あるいは広告についての決定をするべきである。
12. 大学は伝統的な学術的価値を損なうような商業的契約を締結するべきではない。
13. アリーナやスタジアムでの広告は最小化するべきである。
14. ユニフォームの企業ロゴを禁止するべきである。
15. ネバダ州で合法とされている大学スポーツに対する賭博を禁止する連邦法成立に向けた行動をとるべきであり、また各大学長はキャンパス内に蔓延る違法賭博について何らかの対策をとるべきである。



大学スポーツの商業化への懸念

年俸はNFL、NBAなど4大リーグのヘッドコーチ並み
50州のうち、40州で大学コーチが最高年俸取得者（公務員）



2015 NCAAアメフトコーチの年俸ランキング

1	Alabama	SEC	Nick Saban	\$7,087,481
2	Michigan	Big Ten	Jim Harbaugh	\$7,004,000
3	Ohio State	Big Ten	Urban Meyer	\$5,860,000
4	Oklahoma	Big 12	Bob Stoops	\$5,400,000
5	Florida State	ACC	Jimbo Fisher	\$5,150,000
6	Texas	Big 12	Charlie Strong	\$5,100,270
7	Texas A&M	SEC	Kevin Sumlin	\$5,000,000
8	Penn State	Big Ten	James Franklin	\$4,400,000
9	LSU	SEC	Les Miles	\$4,388,721
10	Mississippi	SEC	Hugh Freeze	\$4,310,000

2015 NCAAバスケットボールコーチの年俸ランキング

1	Duke	ACC	Mike Krzyzewski	\$7,299,666
2	Kentucky	SEC	John Calipari	\$6,875,376
3	Arizona	Pac-12	Sean Miller	\$4,945,664
4	Kansas	Big 12	Bill Self	\$4,943,776
5	Michigan State	Big Ten	Tom Izzo	\$4,150,359
6	West Virginia	Big 12	Bob Huggins	\$3,340,000
7	Pittsburgh	ACC	Jamie Dixon	\$3,234,437
8	Indiana	Big Ten	Tom Crean	\$3,152,867
9	Wichita State	Mo.Valley	Gregg Marshall	\$3,130,000
10	Connecticut	AAC	Kevin Ollie	\$3,100,000

<http://sports.usatoday.com/ncaa/salaries/football/coach>

The Drake Group Academic integrity in college sports position statement Establishment of a Presidential Commission on Intercollegiate Athletics Reform Originally issued March 31, 2015; Revised February 12, 2016 at 6 citing DRED SPIN

NCAAのアマチュア規定が違法とされたのはなぜか

NLRBシカゴ支局 学生選手は「労働者」に該当すると判断 (2014.3)

「プレー」という労働力と引き換えに、「奨学金」という賃金を受けている

- 1) 大学側は選手のリクルートに際して、高校選手の学業成績ではなく、あくまでもアスリートとしての能力に着目している。
- 2) 学生選手のプレーによって大学は多額の収益を得ている。
- 3) 学生選手を対象とする奨学金は、学費、寮費、書籍代などを含む奨学金は年間76,000ドルの経済価値にあたる。
- 4) 奨学金を得ている学生選手は一年を通じて大学側から厳しい規制を受けている。



duly filed u
hearing wa
ursuant to fi
igned its aut

Northwestern
University



Labor Rel
the Nationa
he Act, the



NCAAのアマチュア規定が違法とされたのはなぜか

連邦裁判所 NCAAのアマチュア規定は反トラスト法上、違法と判断

O'Bannon v. NCAA, 7 F. Supp. 3d 955 (N.D. Cal. 2014).

<事実の概要>

大学（UCLA）バスケットボール元選手のオバンノン氏が以下のように主張し、NCAAに損害賠償を求めて集団訴訟を提起。

- 1) DVDやテレビ放送、テレビゲームなどで過去の学生選手の肖像権が使われているが、これらは不正利用に当たる
- 2) 報酬を得ることを禁止するアマチュア規定は不合理な制限であり、反トラスト法に違反する

地裁の判断 2014.8

- ・ 選手に対する金銭補償を禁止するアマチュア規定は不合理な取引であり、**反トラスト法に違反**
- ・ 学生に対する金銭補償の規制緩和が求められる、しかし**学生競技の観点から一定の制限は容認**
- ・ **5000ドル**を下限とする、金銭補償の支払いについて、NCAAや大学が上限を設定することは許容

高裁の判断 2015.9

- ・ **反トラスト法に違反**とした地裁判断を**支持**
- ・ But **5000ドル**についての地裁判断を**否定**



日本の学校スポーツとアメリカのそれは本質的に何が異なるのか
学校（学生）スポーツの文化をめぐる日米比較

学校スポーツの商業化は**学業の妨げ**となるか

学校スポーツにおける**教育**はプロスポーツのそれとは**異質のもの**か

学生スポーツの商業化は**大人の事情**に学生を巻き込むことになるか

日本の学校スポーツとアメリカのそれは本質的に何が異なるのか 学校（学生）スポーツの文化をめぐる日米比較

		
チームの財政	身の丈/大学からのサポート	自立/バスケ・アメフトの収益に依存
競技団体の意思決定	合議制	企業統制的
学業との両立	規制なし	規制あり
意義	スポーツを通じた全人教育	パフォーマンスの向上
部員	インクルーシブ	エクスクルーシブ
アマチュアリズム	固執	自己矛盾
組織の運営原理	教育・道徳	市場原理

まとめ : NCAAの商業化の特徴

- ビジネス化（商業化）がエンジン（機動力）となって発展
- 市場原理主義を基礎 = 競争制限は反トラスト法違反（*Board of Regents*判決、*Law*判決）
- 1校1票の否定 → 富める者がより富むシステムへ（企業統制的意思決定） = 格差拡大
- アマチュアリズムの自己矛盾（*Northwestern*決定、*O'Bannon*判決）
- Arms Raceが加速 = 赤字増大

立法による解決も視野に・・・

NCAAに関する補足資料



● Program with deficit ● Profitable program

2014年、ビッグ5の強豪大学は最も収益を上げたが、28校は赤字の実態 =Arms Raceの色彩が益々強まる

Big-time college athletics departments are taking in more money than ever- and spending it just as fast. 28 schools operated at a loss in 2014 *Washington Post*

NCAA傘下（1000校以上）で黒字は20校のみ 結局、一般学生の授業料から補てん...

Only 20 of the 1,076 NCAA member institution athletic programs have operating revenues that exceed operating expenditures. Institutions are using general funds or mandatory student fee subsidies to cover these operating deficits. *The Drake Group Academic integrity in college sports position statement*



CONFERENCE/ SCHOOL	2004	2014
SEC		
Alabama	73.0 ● ●	147.2
Louisiana State	67.7 ● ●	133.7
Florida	86.5 ● ●	120.3
Texas A&M	62.7 ● ●	118.2
Auburn	57.5 ● ●	109.3
Tennessee	82.5 ● ●	106.2
Georgia	66.8 ● ●	100.2
Kentucky	66.7 ● ●	95.8
Arkansas	53.8 ● ●	94.9
South Carolina	61.3 ● ●	93.0
Missouri	47.0 ● ●	82.2
Mississippi	31.3 ● ●	72.0
Mississippi State	28.2 ● ●	59.6

CONFERENCE/ SCHOOL	2004	2014
BIG TEN		
Michigan	86.4 ● ●	157.9
Ohio State	130.2 ● ●	145.2
Wisconsin	68.2 ● ●	122.8
Iowa	62.2 ● ●	105.3
Minnesota	53.0 ● ●	104.6
Michigan State	70.8 ● ●	104.3
Nebraska	68.9 ● ●	94.8
Indiana	47.6 ● ●	84.7
Illinois	52.6 ● ●	76.9
Purdue	54.8 ● ●	71.3
Maryland	42.0 ● ●	55.3
Rutgers	18.9 ● ●	40.3
Penn State	N/A ●	117.6



CONFERENCE/ SCHOOL	2004	2014
PAC 12		
Oregon	48.7 ● ●	193.9
Washington	51.6 ● ●	96.7
Arizona	40.2 ● ●	93.2
California	40.9 ● ●	85.3
UCLA	50.2 ● ●	83.7
Arizona State	36.6 ● ●	66.2
Colorado	41.0 ● ●	53.8
Washington State	32.4 ● ●	49.8
Utah	17.2 ● ●	46.6
Oregon State	N/A ●	57.0

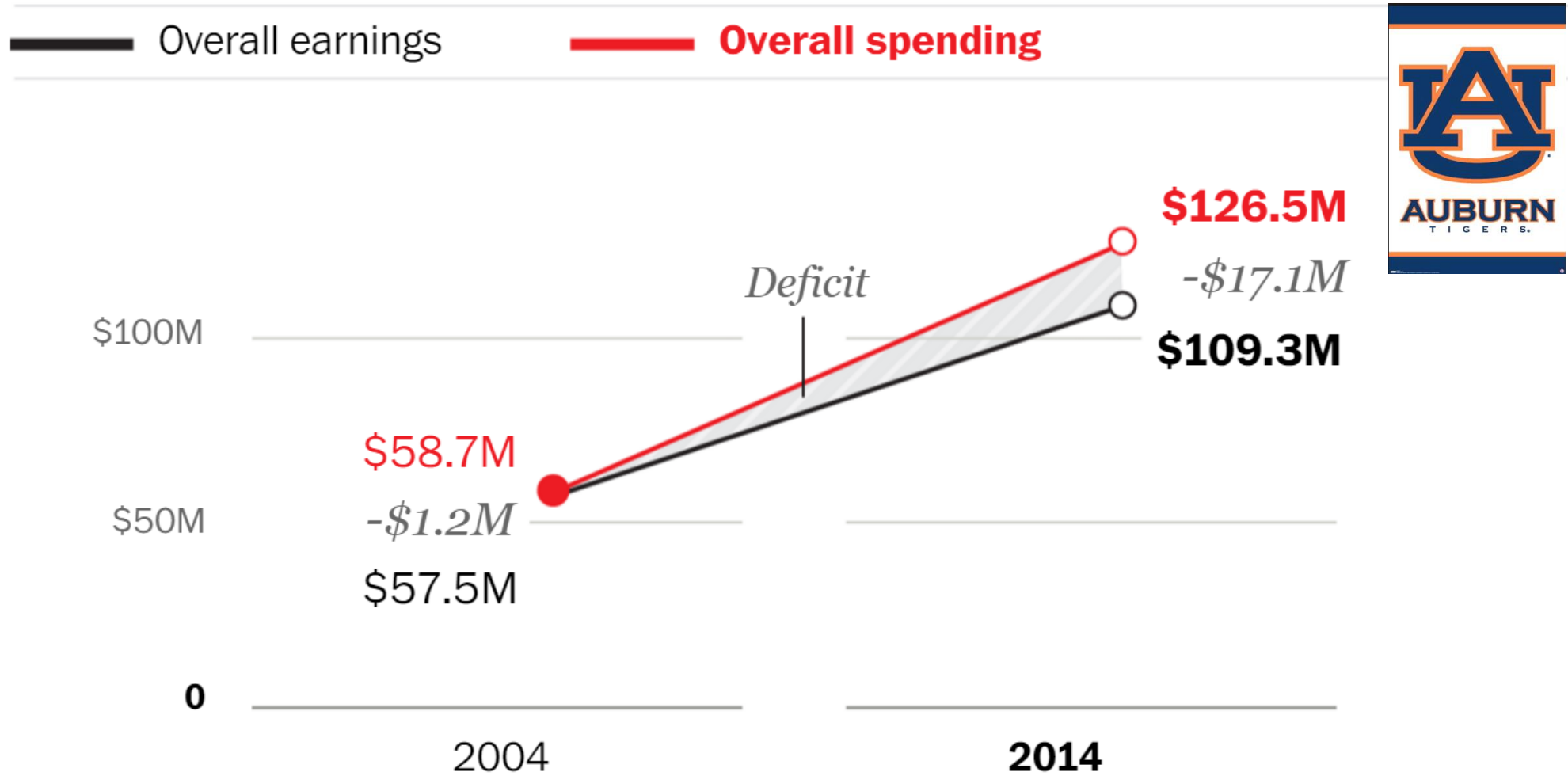


CONFERENCE/ SCHOOL	2004	2014
BIG 12		
Texas	100.6 ● ●	161.0
Oklahoma	73.7 ● ●	129.2
Oklahoma State	58.5 ● ●	111.8
Kansas	71.0 ● ●	95.1
West Virginia	44.3 ● ●	73.2
Texas Tech	46.1 ● ●	72.6
Kansas State	48.8 ● ●	72.4
Iowa State	29.4 ● ●	66.2



CONFERENCE/ SCHOOL	2004	2014
ACC		
Florida State	39.3 ● ●	96.8
North Carolina	56.3 ● ●	76.5
Virginia	61.8 ● ●	70.5
Clemson	49.0 ● ●	70.4
Virginia Tech	41.0 ● ●	65.0
Georgia Tech	50.2 ● ●	61.4
Louisville	N/A ●	84.7
N.C. State	N/A ●	63.8
Pittsburgh	N/A	N/A





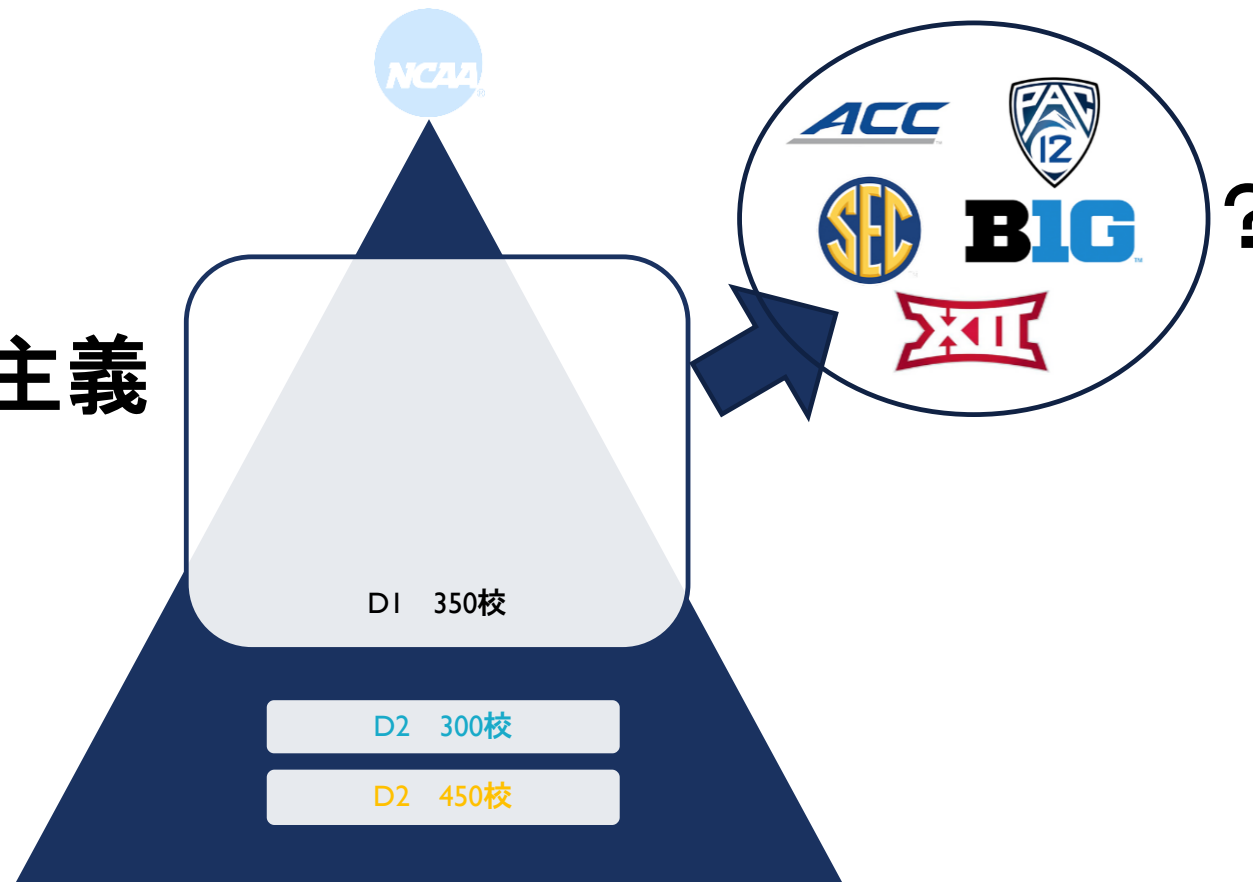
Source: NCAA financial reports, Washington Post analysis

Nov. 23, 2015 THE WASHINGTON POST

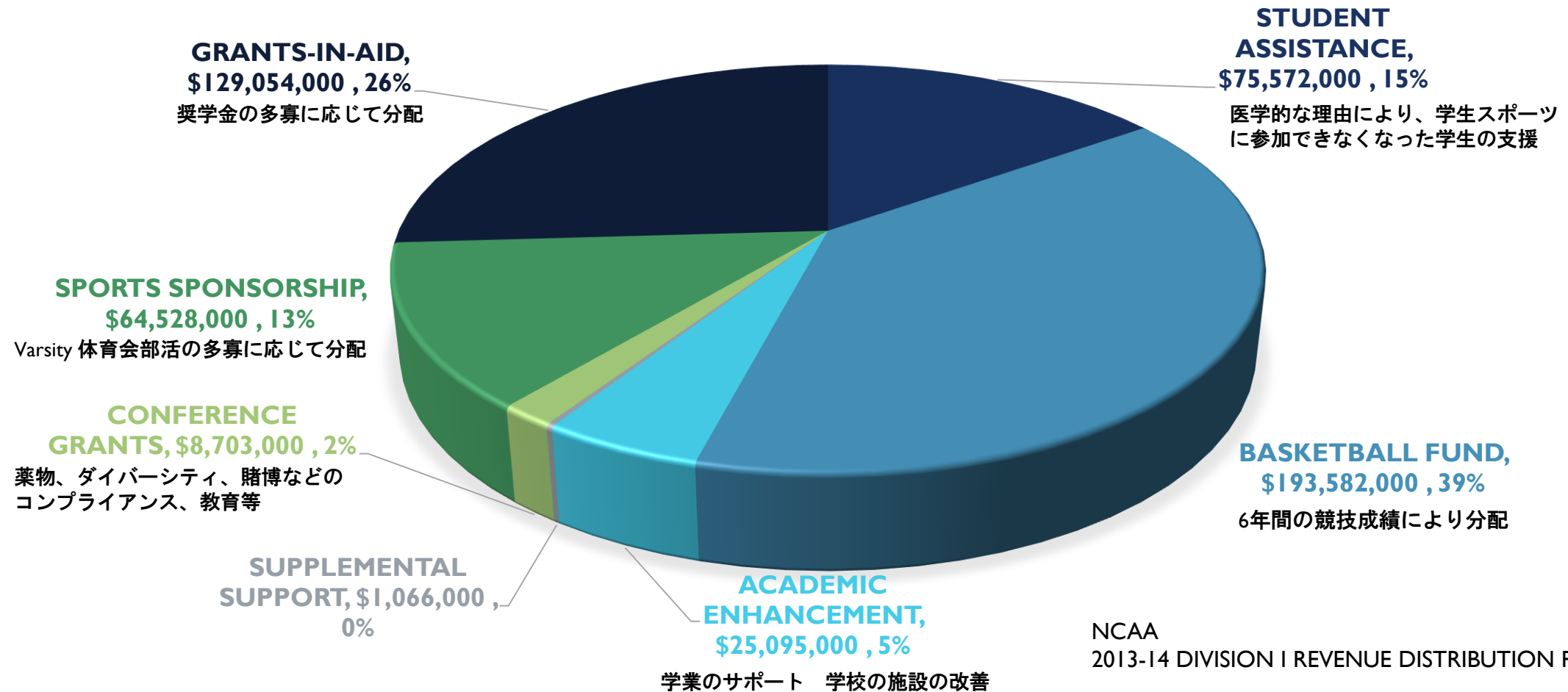
NCAAの意思決定（2016年以降）

過度の商業主義

商業主義
従来型



DIの収益分配 2013-2014 合計 : \$497,600,000 (約510億円)



NCAA
2013-14 DIVISION I REVENUE DISTRIBUTION PLAN at 2

奨学金付与数の上限一例 - NCAA MEN'S AND WOMEN'S VARSITY SPORTS

男子	D1			D2			D3			女子	D1			D2			D3					
野球	11.7			9			-			ソフトボール	12			7.2			-					
バスケットボール	13			10			-			バスケットボール	15			10			-					
アメフト	85 (FBS)			63 (FCS)			36			-			ラグビー	12			12			-		
ゴルフ	4.5			3.6			-			ゴルフ	6			5.4			-					
アイスホッケー	18			13.5			-			アイスホッケー	18			18			-					
サッカー	9.9			9			-			サッカー	14			9.9			-					
バレーボール	4.5			4.5			-			バレーボール	12			8			-					
水泳	9.9			8.1			-			水泳	14			8.1			-					
レスリング	9.9			9			-			フィールドホッケー	12			6.3			-					
陸上	12.6			12.6			-			陸上	18			12.6			-					

練習時間の制限

シーズン中	オフシーズン（学期中）
1日4時間まで	1日4時間まで
週20時間まで	週8時間まで （個別指導は2時間まで）
1日の休息日	2日の休息日

- 長期休暇中には自主トレーニングをすることができる
- 試合は長さに関係なく3時間とみなす
- 学期外かつシーズン前の練習時間については制限なし
- 遠征に伴う移動日は休息日とみなす
- 講義への欠席は一切禁止
 - 試合による遠征のみ認める
- 期末期間
 - シーズン中：部活動の時間制限
 - オフシーズン：期末期間開始一週間前から部活動一切禁止

※シーズンの定義：最初の公式練習～最後の公式練習か決勝戦（どちらか遅い方）

選手資格要件：高校時の学業要件

■ 2016年度新入生の学業要件

- 高校在学中にCore Course※の単位取得
- 大学の講義・勉学に対する事前準備の意
- 文武両道の強化

■ 設定の背景

■ 学生による成績不振

特にアメリカンフットボール・男子バスケットボールの選手

※ Core Course

英語：English 1-4(英語)、American Literature (英文学)、Creative Writing (創造的作文)

数学：Algebra 1-3 (代数学)、Geometry (幾何学)、Statistics (統計学)

自然科学：Biology (生物)、Chemistry (化学)、Physics (物理)

社会科学：American History (アメリカ史)、Civics (公民)、Government(政治)

その他：Comparative Religion (比較宗教学)、Spanish 1-4 (スペイン語)

- **Full Qualifier**: 入学時から奨学金の資格あり、練習・試合出場ともに1年目から許可
- **Academic Redshirt**: 入学時から奨学金の資格あり、1年の1学期に練習はできるが試合出場はできない。1学期の成績によりその後の練習の有無が決まる。
- **Nonqualifier**: 入学時には奨学金の資格はなく、1年目からの練習・試合出場もなし

	資格選手 (Full Qualifier)	準資格選手 (Academic Redshirt)	無資格選手 (Nonqualifier)
Core Course数	10/16のCore Coursesを 高校4年の2学期までに終了 そのうち7つは英語、数学、科学	Core Coursesを 16授業受ける	資格選手・準資格選手 としての条件を満たしていない
GPA	2.300	2.000	
高校を卒業済み	◎	◎	

学業要件： 取得単位数・成績・ACADEMIC PERFORMANCE PROGRAM (APP)

学生選手の学業資格要件

GPA：1-2年目（1.8以上）、3年目（1.9以上）、4年目（2.0以上）

単位数：1学期6単位以上

卒業単位取得率：奨学金受給資格＝2年終了までに（40％）、3年終了までに（60％）、4年終了までに（80％）以上

チームの学業要件

Academic Performance Program (APP)

NCAAのDivision I所属の学生アスリートの卒業率向上を目指す

主な集計データ：Graduation Success Rate (GSR)※、Academic Performance Census (APC)※、NCAA Division I Academic Progress Rate (APR)

ポストシーズンへの大会参加の是非、APPIに関するペナルティ、文武両道状況の認知に使用

Academic Progress Rate (APR)：4年間の合計 チーム内で資格要件を満たさない学生数に応じてチームの持ち点（1000）から原点

ポストシーズン参加資格を得るには複数年におけるAPR930以上

あるいは初めてのポストシーズン制限後最近2年のAPRの平均950以上

ペナルティを回避するには複数年におけるAPR930以上

ペナルティは3段階あり、部活動の制限や大会参加の制裁などがある

※ **Graduation Success Rate (GSR)**：卒業率

連邦政府によって発表される大学卒業率より明確／編入学や中途編入も含む／退学した学生アスリートは排除／全てのスポーツが対象

※ **Academic Performance Census (APC)**：学業成績調査

GPA等を含む年間の学業成績に関するオンライン調査／データはNCAAの調査のみに使用

リクルートの制限

リクルートの年間スケジュールが各スポーツによって存在

※ 候補の選手は入学決定までに何度でも各大学のキャンパスに足を運ぶことができる

公式訪問：大学による家族と選手の旅費の支払い

(交通費・宿泊費・食費・試合の招待券等を含む娯楽費)

申請の条件としてSAT、ACT、PLANの点数提出、加えてDIIについては高校の成績証明書が必要

非公式訪問：自費で何度でも可能

このプロセスを経て、選手による口頭での宣言
→正式な契約へと進む

アメフトのDIIのリクルート・スケジュール

- 8/1~11/28: Quiet Period and Evaluation Period
- 11/29~1/30/16: Contact Period
 - 12/13: Quiet Period
 - 12/14~1/13: Dead Period
- 1/31: Quiet Period
- 2/1~4: Dead Period
- 2/5~4/14: Quiet Period
- 4/15~5/31: Quiet Period and Evaluation Period
- 6/1~7/31: Quiet Period
 - 6/27~7/10: Dead Period

	Quiet Period (静寂期間)	Evaluation Period (評価期間)	Contact Period (接触期間)	Dead Period (沈黙期間)
大学のキャンパス外でのリクルート活動	×	×	○	×
コーチによる選手の高校への訪問	×	○	○	×
選手及びその家族による大学訪問	○	○	○	×
コーチから選手への連絡(手紙・電話)	○	○	○	○